**子ども食堂寄附金活用計画書**

令和　　年　　月　　日

高知県知事　様

申請者　住所

氏名

（　子ども食堂名　）では、下記１及び２のとおり、今年度いただいた寄附金を翌年度の子ども食堂事業に活用する予定です。

つきましては、令和　　年度高知県子ども食堂支援事業費補助金の実績報告において、収入額から下記１の額を控除していただきますようお願いします。

記

1. 寄附金活用予定額 　　　　　　　　　　　　　　　円
2. 寄附金活用内訳（補助対象経費に該当するもの）

＊添付資料：寄附金額が分かるもの（通帳の写し等）

＊寄附受納額：　　　　　　　　　　　　円　（令和　　年　　月末日現在）

３　注意事項

（１）別記「子ども食堂支援事業費補助金の交付を受ける場合の寄附金の取扱いについて」を参照のうえ、作成すること。

（２）上記「２　寄附金活用内訳」に記載する項目は、翌年度の高知県子ども食堂支援事業費補助金の申請時、対象外経費として計上すること。

（３）対象外経費として計上したものの、実績報告時に活用実績が無かった場合は、原則、活用予定額を寄附金として充当すること。ただし、翌々年度に向けて、再度寄附金活用計画書を提出することができる。

（４）夏休みのみ開催する子ども食堂については、寄附金活用計画書は対象外とする。

子ども食堂支援事業費補助金の交付を受ける場合の寄附金の取扱いについて

　子ども食堂への寄附金は、原則、当年度の運営費に充当するが、食堂の継続運営のため、下記①～⑤の条件で翌年度以降の予備費として残すことができることとする。

　なお、子ども食堂事業以外に対する寄附金については、本取り扱いの対象とならない。

　　　①対象経費

　　　○交付要綱第３条別表第１

・子ども食堂開設経費①に掲げている補助対象の物品の買い換え又は追加購入

（消耗品費、備品購入費）

　　　　・台所や手洗い場の改修など食品衛生に関する改修等、参加者の安全に配慮するための改修

　　　②単年度ごとの上限額

　　　　・受納した寄附金額の50％は必ず当年度の運営費等に充当したうえで、残った寄附金のうち15万円を超えない範囲で翌年度に残すことができる。

　　　③累計上限額

　　　　・子ども食堂１箇所につき15万円

　　　④手続き

　　　　・実績報告時に子ども食堂寄附金活用計画書を県に提出。

　　　⑤子ども食堂の運営をやめる場合

　　　　・予備費に残金がある場合は子ども食堂支援基金へ寄附する。